

4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

職員は身分を保障されていますが、一定の事由があれば、分限処分や懲戒処分により職を失ったり、降任されたり、給料を減額されたりします。

分限処分とは公務の能率の維持のために行う処分であり、懲戒処分とは公務員としてふさわしくない非行等があった場合に公務員関係の秩序を維持するために行う処分です。

(1) 分限処分者 延35人

処 分 事 由	降 任	免 職	休 職	降 給
	人	人	人	人
勤務実績が良くない場合	0 (0)	0 (0)		
心身の故障の場合	0 (0)	0 (0)	35 (23)	
その職に必要な適格性を欠く場合	0 (0)	0 (0)		
職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合	0 (0)	0 (0)		
刑事事件に関し起訴された場合			0 (0)	
条例に定める事由による場合			0 (0)	0 (0)
計	0 (0)	0 (0)	35 (23)	0 (0)

(注) 1 () 内は令和4年度の状況です。

2 休職は新規発令件数です。

(2) 懲戒処分者 延 2人

処 分 事 由	免 職	停 職	減 給	戒 告
	人	人	人	人
給与・任用に関する不正	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
一般服務違反関係	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
一般非行関係	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)
収賄等関係	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
道路交通法違反	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
管理監督責任	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)

(注) 1 () 内は令和4年度の状況です。

2 地方公務員法以外の措置として訓告等があります。